

議案第 102 号

議決第 号

始良市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市長等の給与に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年12月15日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 始良市長等の給与に関する条例（平成22年始良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 始良市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の始良市長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定は、令和5年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条の規定による改正前の始良市長等の給与に関する条例の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみなす。